県外の医療機関で接種した 予防接種費用を助成します!

事前申請が 必要です!

美濃加茂市では、県外の医療機関で受けた子どもの予防接種にかかる費用を助成します。

助成の対象条件

- ◎県外の医療機関で予防接種を受けた子(13歳未満)及び保護者が市内に住所を有すること(予防接種日及び助成金の交付申請をした日の両日)
- ◎県外の医療機関で予防接種を受けた理由が、下記のいずれかによること
 - ①岐阜県外への里帰り出産(※産後5か月までの期間に、出産した乳児と里帰りに同伴した13歳未満の子が必要とする定期接種を対象とします)
 - ②子が養育医療の給付を受けており、県外の病院・診療所に入院している場合
- ◎他市町村等で当該費用にかかる助成を受けていないこと

助成額

予防接種に要した費用(※市と岐阜県医師会との予防接種委託契約金額を上限)

助成金の申請方法

- ①事前に予防接種実施依頼書交付申請書と予診票を健康課へ提出してください。 ※母子手帳で予防接種履歴を確認することがあります。
- ②書類確認後、県外の医療機関あての予防接種実施依頼書と専用の予診票を送付します。
- ③県外の医療機関に②を持参し、予防接種を受けてください。 (接種後、下記 b、d の書類を受領してください)
- ④接種後、健康課に下記の必要書類を持参のうえ、助成金交付申請をしてください。 (申請期限:予防接種を受けた日の翌日から1年以内)
 - a.申請書「美濃加茂市予防接種費用助成金交付申請書」
 - b.予防接種を実施した県外医療機関の領収書の原本
 - c.母子健康手帳または予防接種済証(予防接種の記録が記載してあるもの)
 - d.予診票(予防接種を実施した県外の医療機関名、医師名、ワクチン名、ロットナンバー、接種量等が記載されたもの。写し可)
 - e.振込先である銀行等の口座、名義が分かるもの(通帳など)

助成金の支払い

申請書類の審査、納税状況等を確認した上で、助成金の交付の可否を決定します。

〈申請・問合せ先〉:美濃加茂市役所 健康課(保健センター)

〒505-0010 美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

みのかも健康プラザ

a (0574) 25-4145